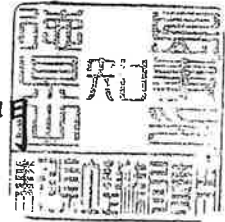




東土第5977号
令和5年2月24日

有限会社若木建設
代表取締役 若木 一心 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門



特定建設業の許可について（通知）

令和5年1月31日付けで申請のありました特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可番号	徳島県知事許可（特-04）第3905号
許可年月日	令和5年2月28日
許可の有効期間	令和5年2月28日から令和10年2月27日まで
建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 舗装工事業 水道施設工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 令和10年1月28日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)